

台湾等東アジア向け旅行商品造成のための企画・開発事業企画提案書作成要領

一般社団法人せとうち観光推進機構が実施する、台湾等東アジア向け旅行商品造成のための企画・開発事業（以下「事業」という。）の業務委託に係る公募型プロポーザルに関し、プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおりとする。

なお、プロポーザル参加者は、本事業の仕様書の趣旨に沿って提案すること。

1 企画提案時の提出書類及び構成

(1) 提出書類

持参、郵送の場合は正本1部、副本6部及び電子データ（CD-R等に格納）を提出すること。

電子メールによる提出の場合は提案書の正本、副本それぞれを1つのファイルに統合のうえ、その容量は原則**10MB以下**とすること。

なお、電子メールによる提出の場合には事前に電話により申し出ること。

(2) 構成

ア 表紙

イ 事業に係る提案書

ウ 事業実施スケジュール

エ 業務実施スタッフの業務内容並びに体制図、緊急時の連絡体制

オ 事業実施実績（本業務に類似する業務に限る）

カ 見積書（業務項目別の経費概算）

(3) 留意事項

ア 仕様書の趣旨を十分にくみとり、具体的に提案すること。また、提案内容には事業の定性的・定量的な目標値を記載すること。

イ 事業実施スケジュールについては、具体的に記載すること。

ウ 見積書については、本業務に係る所要経費を全て見積るとともに、見積りの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。

2 作成要領

(1) 用紙は、原則A4判（必要に応じA3判の折込みも可）両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

(2) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部に印字すること。

(3) 審査の公正を期すため、**企画提案書の副本には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。**なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

3 審査基準

(1) 業務内容の理解度

本事業の目的、内容を十分に理解しており、目的の達成が期待できるか。

(2) 企画内容の優良性

企画内容が、具体性、妥当性、実現可能性を伴う効果的な事業展開が期待できるものであるか。

具体的には、以下の提案事項等に留意すること。

- ア 仕様書記載の「企画・開発対象コンテンツの検証」について
 - ・ 検証の実施方法が具体的に示されており、業務目的を達成するために適切かつ効果的なものであるか。
 - イ 仕様書記載の「ステークホルダーや自治体とのコンテンツ企画及び造成会議の実施」について
 - ・ 検討会の実施方法が具体的に示されており、業務目的を達成するために適切かつ効果的なものとなっているか。
 - ウ 仕様書記載の「コンテンツの企画・開発の実施」について
 - ・ 本事業の趣旨にあったインバウンドニーズ等に精通した専門家（コーディネーター・アドバイザー）を候補としており、有効に活用した提案内容になっているか。
 - エ 仕様書記載の「評価検証業務」について
 - ・ FAMトリップによるテストマーケティングについて、業務目的を達成するために必要な経験を積んだ被招請者となっており、効果的に評価・検証するための手法基準が具体的に提案されているか。
 - オ 仕様書記載の「販売促進業務」について
 - ・ 事業の目標と成果指標（アウトプット・アウトカム）の達成に向けて、効果的な販売促進が可能となるような具体的な提案がされているか。
- (3) 事業遂行の安定性
- ア 事業体制について具体的に記載されており、十分な体制がとられているか。
 - イ 事業全体の実施スケジュールについて具体的に記載されており、確実な事業展開が可能と認められるか。
 - ウ 類似業務の実績があり、業務の着実な履行が期待できるか。
- (4) 事業の実施に係る経費
- 事業計画に見合った経費となっているか。所要経費の明細が明らかとなっており、妥当性があるか。